特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	生活保護に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山口県岩国市長

公表日

令和8年10月9日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づき、保護に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1　保護の実施に関する事務 2　保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3　職権による保護の開始又は変更に関する事務 4　保護の停止又は廃止に関する事務 5　法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6　法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7　法第55条の5第1項に規定する進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8　法第63条に規定する保護に要する費用の返還に関する事務 9　法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに規定する徴収金の徴収（法第78条の2第1項又は第2項に規定する徴収金の徴収を含む。）に関する事務 10　平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付に関する事務 11　上記の事務に係る申請又は申出の受理については、窓口及び郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能を利用し、オンラインで書類の受入を行う。
③システムの名称	生活保護システム、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（特定個人情報の照会） ・番号法第19条第8号　別表42の項 （特定個人情報の提供） ・番号法第19条第8号　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、125、132、141、144、155、158の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14-51 岩国市 総務部 総務課 TEL：0827-29-5031

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14-51 岩国市 福祉部 生活支援課 TEL：0827-29-5071

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	岩国市マイナンバー管理マニュアル、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインを遵守し、次のとおり取り扱いを徹底する。 ・マイナンバー取扱担当者を指定する。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザ認証の管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日　時点	平成28年3月31日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日　時点	平成28年3月31日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	Ⅰ　関連情報 1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、保護に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1　保護の実施に関する事務 2　保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3　職権による保護の開始又は変更に関する事務 4　保護の停止又は廃止に関する事務 5　法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6　法第63条に規定する保護に要する費用の返還に関する事務 7　法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに規定する徴収金の徴収（法第78条の2第1項又は第2項に規定する徴収金の徴収を含む。）に関する事務	生活保護法に基づき、保護に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1　保護の実施に関する事務 2　保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3　職権による保護の開始又は変更に関する事務 4　保護の停止又は廃止に関する事務 5　法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6　法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7　法第63条に規定する保護に要する費用の返還に関する事務 8　法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに規定する徴収金の徴収（法第78条の2第1項又は第2項に規定する徴収金の徴収を含む。）に関する事務	事後	法令の改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	Ⅰ　関連情報 4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（特定個人情報の照会） ・番号法第19条第7号　別表第2の第26項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条 （特定個人情報の提供） ・番号法第19条第7号　別表第2の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条及び第53条	（特定個人情報の照会） ・番号法第19条第7号　別表第2の第26項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条 （特定個人情報の提供） ・番号法第19条第7号　別表第2の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2及び第59条の3	事後	法令の改正による変更
平成29年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	平成28年3月31日　時点	平成29年3月31日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年3月31日　時点	平成29年3月31日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年3月30日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	馬場　正美	社会課長　西本　博之	事前	平成30年４月１日付け人事異動に伴う変更
平成30年6月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月30日　時点	平成30年6月29日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月30日　時点	平成30年6月29日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅳ　リスク対策		Ⅳリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
平成31年3月29日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会課長　西本　博之	社会課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、保護に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1　保護の実施に関する事務 2　保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3　職権による保護の開始又は変更に関する事務 4　保護の停止又は廃止に関する事務 5　法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6　法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7　法第63条に規定する保護に要する費用の返還に関する事務 8　法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに規定する徴収金の徴収（法第78条の2第1項又は第2項に規定する徴収金の徴収を含む。）に関する事務	生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づき、保護に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1　保護の実施に関する事務 2　保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3　職権による保護の開始又は変更に関する事務 4　保護の停止又は廃止に関する事務 5　法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6　法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7　法第63条に規定する保護に要する費用の返還に関する事務 8　法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに規定する徴収金の徴収（法第78条の2第1項又は第2項に規定する徴収金の徴収を含む。）に関する事務	事後	記載内容の見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第1の第15項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	・番号法第9条第1項　別表第1の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（特定個人情報の照会） ・番号法第19条第7号　別表第2の第26項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条 （特定個人情報の提供） ・番号法第19条第7号　別表第2の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2及び59条の3	（特定個人情報の照会） ・番号法第19条第7号　別表第2の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条 （特定個人情報の提供） ・番号法第19条第7号　別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2及び第59条の3	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年6月29日　時点	令和1年6月28日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和1年6月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年6月29日　時点	令和1年6月28日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づき、保護に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1　保護の実施に関する事務 2　保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3　職権による保護の開始又は変更に関する事務 4　保護の停止又は廃止に関する事務 5　法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6　法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7　法第63条に規定する保護に要する費用の返還に関する事務 8　法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに規定する徴収金の徴収（法第78条の2第1項又は第2項に規定する徴収金の徴収を含む。）に関する事務	生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づき、保護に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1　保護の実施に関する事務 2　保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3　職権による保護の開始又は変更に関する事務 4　保護の停止又は廃止に関する事務 5　法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6　法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7　法第55条の5第1項に規定する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8　法第63条に規定する保護に要する費用の返還に関する事務 9　法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに規定する徴収金の徴収（法第78条の2第1項又は第2項に規定する徴収金の徴収を含む。）に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（特定個人情報の照会） ・番号法第19条第7号　別表第2の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条 （特定個人情報の提供） ・番号法第19条第7号　別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2及び第59条の3	（特定個人情報の照会） ・番号法第19条第7号　別表第2の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条 （特定個人情報の提供） ・番号法第19条第7号　別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2及び第59条の3	事後	法令の改正による変更
令和3年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	令和2年6月22日　時点	令和3年7月19日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年6月22日　時点	令和3年7月19日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（特定個人情報の照会） ・番号法第19条第7号　別表第2の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条 （特定個人情報の提供） ・番号法第19条第7号　別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2及び第59条の3	（特定個人情報の照会） ・番号法第19条第8号　別表第2の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条 （特定個人情報の提供） ・番号法第19条第8号　別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2及び第59条の3	事後	法令の改正による変更
令和4年7月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	令和3年7月19日　時点	令和4年7月6日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年7月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年7月19日　時点	令和4年7月6日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	健康福祉部　社会課 社会課長	福祉部　生活支援課 生活支援課長	事後	組織見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14-51 岩国市 健康福祉部 社会課 TEL:0827-29-5071	〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14-51 岩国市 福祉部 生活支援課 TEL:0827-29-5071	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	令和4年7月6日　時点	令和5年7月3日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年7月6日　時点	令和5年7月3日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第1の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	・番号法第9条第1項　別表23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条	事後	番号法の改正によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（特定個人情報の照会） ・番号法第19条第8号　別表第2の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条 （特定個人情報の提供） ・番号法第19条第8号　別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2及び第59条の3	（特定個人情報の照会） ・番号法第19条第8号　別表42の項 （特定個人情報の提供） ・番号法第19条第8号　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、125、132、141、144、155、158の項	事後	番号法の改正によるもの
令和6年12月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	令和5年7月3日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年7月3日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介入させる作業		十分である 判断の根拠：岩国市マイナンバー管理マニュアル、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインを遵守し、次のとおり取り扱いを徹底する。 ・マイナンバー取扱担当者を指定する。 ・取扱い担当者への研修を行う。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	事後	様式の変更によるもの
令和6年12月26日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策		十分である 判断の根拠：ユーザ認証の管理を行っている。	事後	様式の変更によるもの
令和7年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和7年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和8年10月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	令和7年6月1日　時点	令和8年10月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和8年10月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年6月1日　時点	令和8年10月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法～（略）～、次に掲げるものとする。 1～6 （略） 7　法第55条の5第1項に規定する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8・9 （略）	生活保護法～（略）～、次に掲げるものとする。 1～6 （略） 7　法第55条の5第1項に規定する進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8・9 （略） 10　平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付に関する事務 11　上記の事務に係る申請又は申出の受理については、窓口及び郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能を利用し、オンラインで書類の受入を行う。	事後	記載内容の見直しによるもの
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム	生活保護システム、サービス検索・電子申請機能	事後	記載内容の見直しによるもの